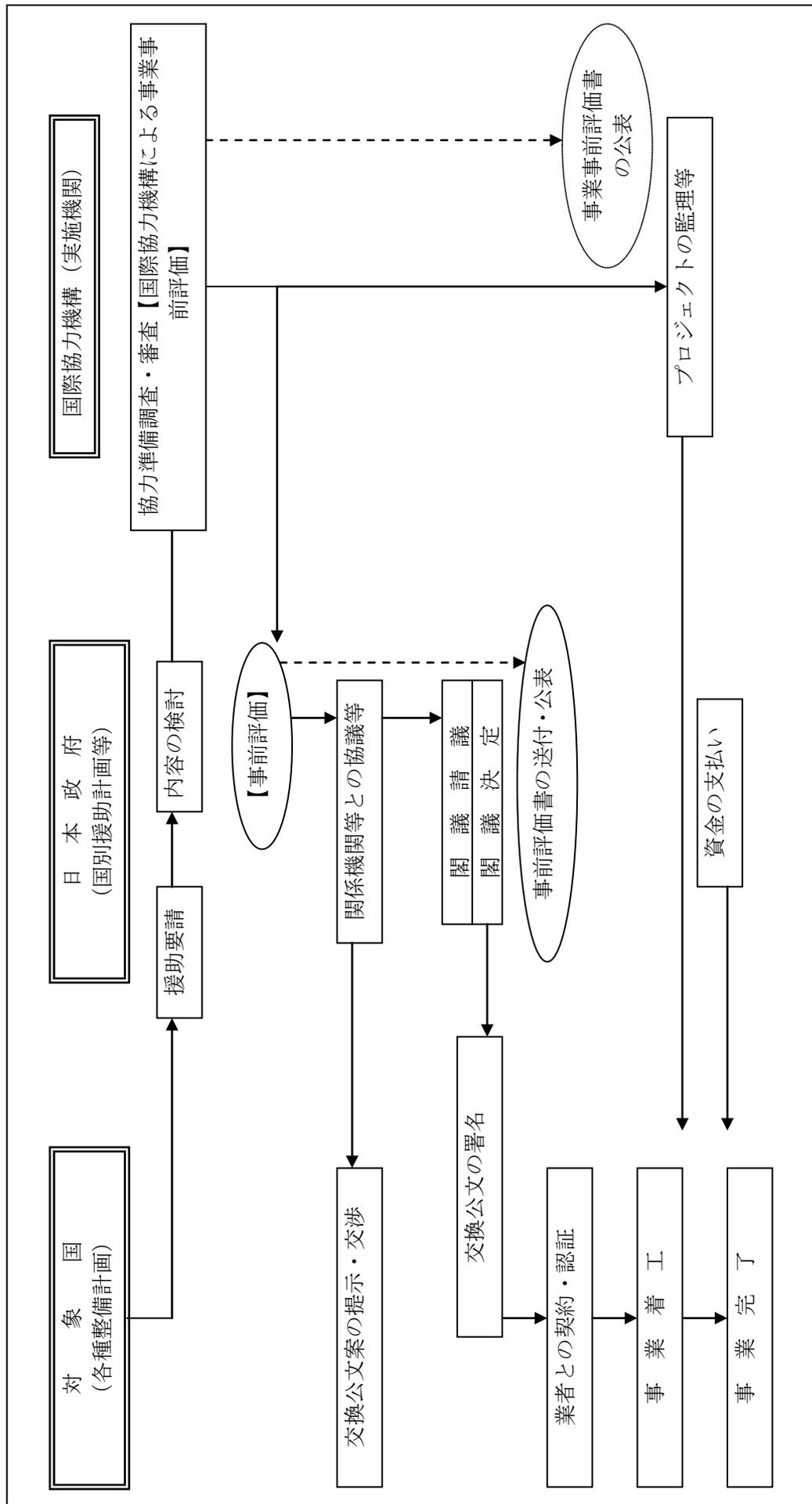


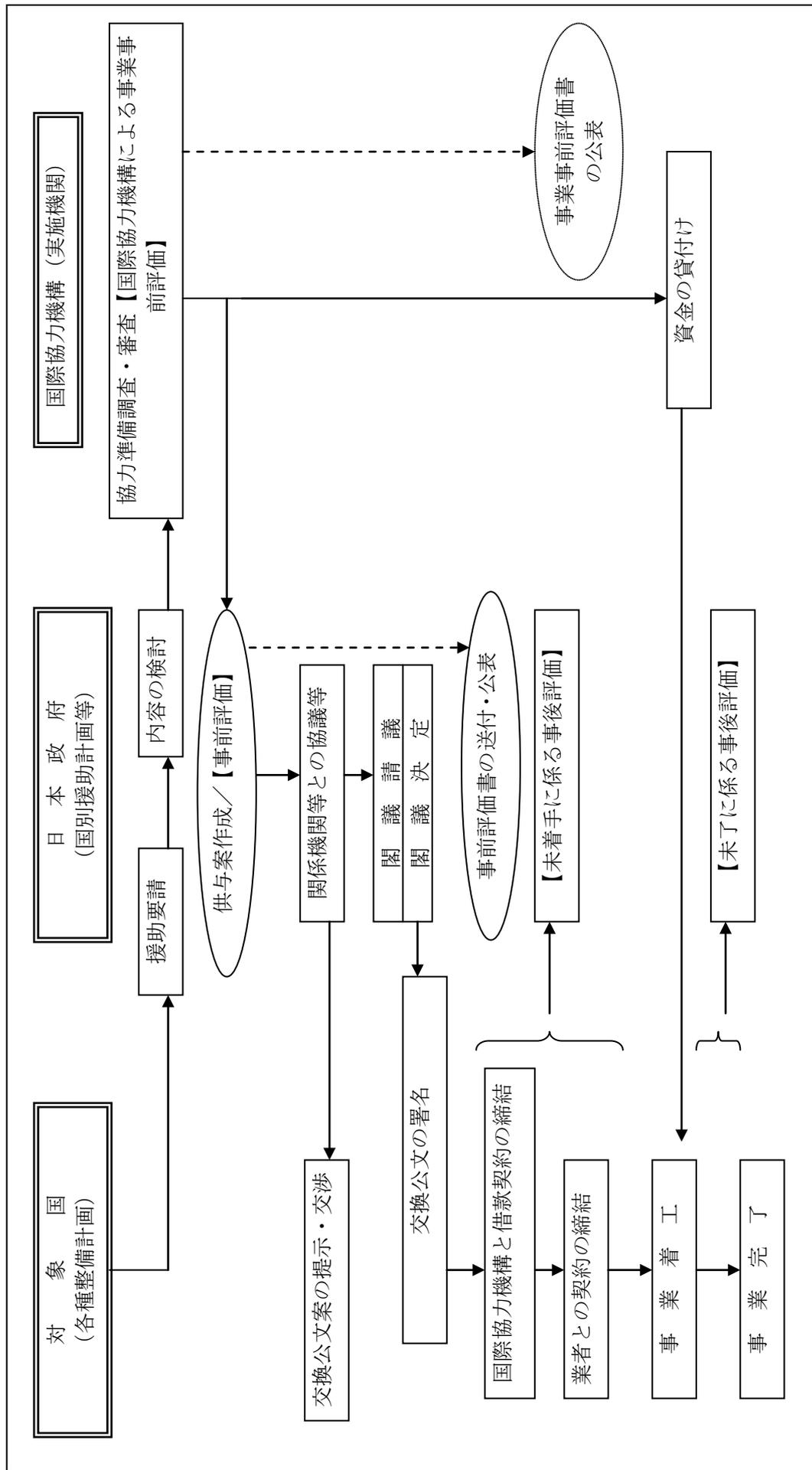
資料 I - 2 - 3 - ① 政府開発援助に係る評価等に関する主な経緯

- 1954年 ・ コロンボ・プランに加盟し、政府開発援助を開始
- 1975年 ・ 海外経済協力基金（現在の国際協力銀行）において事後評価活動を開始
- 1981年 ・ 外務省において事後評価を開始
- 1982年 ・ 国際協力事業団（現在の独立行政法人国際協力機構）において事後評価活動を開始
- 1989年 ・ 日本が世界最大の援助国（トップドナー）となる（1990年を除き2000年まで）。
- 1991年 ・ 経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）上級会合において「DAC評価原則」を採択
- 1992年 ・ 政府開発援助の基本理念である「政府開発援助大綱」を閣議決定（平成4年6月30日）
- 1998年 ・ 「ODAの透明性・効率性の向上について」（平成10年11月27日対外経済協力関係閣僚会議幹事会申し合わせ）
〈ODA事業の評価については、評価システムの充実に努め、可能な限り事後評価を実施し、その結果を公表するとともに、学識経験者、NGO等の第三者による評価の制度を充実する。事業の性格に応じた効果的な評価手法の開発・導入に努める等〉
- 1999年 ・ 「政府開発援助に関する中期政策」（平成11年8月10日閣議報告）
〈事業の性格に応じた効果的な評価手法を開発・導入し、評価システムの充実に努めること〉
- 2001年 ・ 国際協力事業団及び国際協力銀行において事前評価活動を開始
・ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）が公布
- 2002年 ・ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）が施行（4月1日）
・ 共同省令（平成14年総務省・外務省令第1号）により、個々の政府開発援助に係る事前評価について、評価法の適用を除外
- 2003年 ・ 共同省令（平成15年総務省・外務省令第2号）により、総務省・外務省令第1号を廃止（個々の政府開発援助について、評価法に基づく事前評価を実施）
・ 「政府開発援助大綱」を改定（15年8月29日閣議決定）
〈事前から中間、事後と一貫した評価及び政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する等〉
- 2005年 ・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、無償資金協力等について、プロジェクトに要したコストを含む定量的な事後評価の実施を徹底するとされ、個々の無償資金協力について、事後評価が導入される。
- 2008年 ・ 国際協力銀行の海外経済協力業務を独立行政法人国際協力機構が承継し、

技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助スキームの一体的運用が開始される。



(注) 財団法人国際協力推進協会等の資料を基に作成した。



(注) 財団法人国際協力推進協会等の資料を基に作成した。

資料 I - 2 - 3 - ④

外務省における事前評価の実施について 実施方針（抄）

15年4月
外務省調査計画課評価室

1. 事前評価の位置づけ

事前評価を政策決定プロセスの一環として位置づけることとする。具体的には、無償資金協力については、従来案件採択時に作成していた財務実行協議資料に実質的に代替するものとし、有償資金協力については、従来案件採択時に作成していた「供与方針」に実質的に代替するものとする。（なお、事前評価表フォーマットは、これらの資料を土台として、他省、他ドナーの例も参考とした評価手法研究を踏まえ、作成したものである。）

（参考）政策評価に関する基本方針：13年12月

政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で重要な情報を提供する見地から行うものとする。

2. 事前評価の対象

(1) 供与見込額が10億円以上の個別の無償資金協力プロジェクト及び150億円以上の個別の有償資金協力プロジェクト*。

(2) 平成15年4月1日以降に、閣議決定がなされるものを対象とする。

*政策評価法上は、事前評価の対象が「供与限度額が10億円以上のプロジェクト関連の個々の無償資金協力、及び供与限度額が150億円以上のプロジェクト関連の個々の有償資金協力の実施を目的とする政策」とされている。

3. (略)

4. 事前評価の項目（別添フォーマット参照）

評価対象案件、無償乃至有償資金協力の必要性（対象国の経済状況、開発ニーズ、わが国のODA基本政策との関係、二国間関係）、案件概要（目的、実施内容、無償乃至有償資金協力の成果の目標）、有識者等の意見等

5. 公表時期及び手段

E/N署名後、速やかにホームページに掲載できる状態にする。但し、初回に関しては、記事資料として公表。

(別添)

政策評価法に基づく事前評価書

1. 案件名

- 1-1 供与国名
- 1-2 案件名

2. 無償／有償資金協力の必要性

- 2-1 二国間関係
- 2-2 対象国の経済状況
(経済状況、なお、有償資金協力の場合は債務負担能力も含む)
- 2-3 対象国の開発ニーズ
- 2-4 我が国の基本政策との関係(国別援助計画等との関係。但し、必要に応じ、ODA大綱(基本原則)、ODA中期政策に言及)
- 2-5 無償／有償資金協力を実施する理由

3. 案件概要

- 3-1 目的(アウトプット)
- 3-2 実施内容
(無償資金協力の場合: 供与見込み額、供与機材等)
(有償資金協力の場合: 供与限度額、供与条件、支出期間等)
- 3-3 環境社会配慮、外部要因リスクなど留意すべき点
- 3-4 無償／有償資金協力の成果の目標(アウトカム)

4. 事前評価に用いた資料、有識者等の知見の活用

資料 I - 2 - 3 - ⑤

外務省：個々の政府開発援助の事後評価書（未着手・未了）様式

案件名【供与国名】

政策所管局課

評価年月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	
(2) 案件名	
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件 などを含む	(イ) 供与限度額： (ロ) 金利 (ハ) 償還（据置）期間： (ニ) 調達条件：
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	
(2) 今後の対応方針	
3. 政策評価を行う過程 において使用した資料等	

(注) 外務省から送付を受けた評価書を基に作成した。

